

議案第47号

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例の制定について
さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立浦和大里小学校のプール（以下「プール」という。）をさいたま市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年さいたま市条例第57号）第2条の規定により廃止された沼影公園屋内プールの機能を代替するための施設としてスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 使用料の額は、別表に定める額とする。

2 使用料は、前納とする。ただし、前納をした使用料に不足額が生じた場合は、退場時に精算しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		金額		摘要
通常使用	一般	1 回につき 4 4 0 円		1 専用使用は、通常使用に支障のない場合に限る。 2 幼児の使用については、付添人がある場合に限る。
	児童・生徒	1 回につき 2 2 0 円		
専用使用	一般	1 コース 1 時間につき 6 6 0 円	時間外使用 1 時間につき 6 6 0 円	
	児童・生徒	1 コース 1 時間につき 3 2 0 円	時間外使用 1 時間につき 3 2 0 円	

備考

- 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 「専用」とは、団体（10人以上の者が合同してプールを使用する者の集団をいう。）が同一のコースを使用する場合をいう。
- 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞれ当該金額100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 時間外使用に係る使用料は、プールの使用の許可に係る使用時間を超過した場合に徴収する。この場合において、当該使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券により支払うことができる。